

「銅」等の金属くずを買い受ける皆様へ!

金属盗対策法が、令和8年6月1日から施行され「特定金属くず買受業」の届出が必要となりました。

扱う金属くずに「銅」等が含まれる場合、届出を行って下さい!

【対象金属等】

扱う金属に主として「特定金属(銅)」により構成されている

- 銅、●青銅(銅とすずの合金)、●真鍮(銅と亜鉛の合金)
- (例)エアコンディショナーの室外ユニットに係るくずが含まれる場合は、特定金属くず買受業の届出が必要です。

【これから営む方へ】

長野県では、「金属くず商及び金属くず行商に関する条例」が制定されているため、「特定金属くず買受業」の届出にあたり、

- ・ 営業所を設けて金属くずの売買を行う場合、事前に「金属くず商」の許可が必要
- ・ 営業所を設けず行商による売買を行う場合、「金属くず行商」の届出が必要

となります。(※「特定金属くず買受業」の届出が必要でも条例の手続きが不要な場合もあります。詳細は警察本部等へお問い合わせ下さい。)

【6月1日時点、金属くず商、金属くず行商を営む方へ】

令和8年6月1日時点で、既に金属くず商及び金属くず行商を営んでいる方については、下記「届出期間」内に特定金属くず買受業の届出が必要となります。



【届出期間】
令和8年6月1日から
同 年8月31日まで



【問い合わせ先】

長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(026-233-0110)

又は最寄りの警察署